

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																	
長野救命医療専門学校		平成18年3月10日		中村 哲也		〒389-0516 長野県東御市田中66-1 (電話) 0268-64-6699																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																	
学校法人成田会		平成9年3月28日		我妻 忠夫		〒386-0012 長野県上田市中央2-13-27 (電話) 0268-23-3800																	
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																		
医療	医療専門課程	柔道整復師学科		平成19年文部科学省告示 第20号	-																		
学科の目的	本学科は、学校教育法第124条並びに柔道整復師法に基づき、柔道整復術に必要な知識並びに技術を習得し、柔道整復師としての業務を適切に実行できる人材を育成することを目的とする。																						
認定年月日	平成27年2月25日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
	3年 屋間	2880時間	2190時間	0	240時間	0	450時間																
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																	
90人		45人	0人	6人	15人	21人																	
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験の成績により、S(90点以上)、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)、D(60点未満)でC以上が合格																		
長期休み	■学年始め:4月1日～6日 ■夏季:7月17日～8月17日 ■冬季:12月24日～1月4日 ■学年末:3月18日～31日			卒業・進級条件	進級及び卒業の認定は、試験の成績、臨床実習の評価、出欠状況等について評定のうえ、教員会の議を経て、校長が行う。校長は、所定の課程を修了した者に卒業証書を授与する。																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 保護者との電話での連絡を密にするとともに、必要に応じ面談を行っている。一人暮らしの場合、担任による家庭訪問を行っている			課外活動	■課外活動の種類 柔道1級審査会・昇段審査会・形講習会、日本柔道整復接骨医学会、全国柔道整復学校協会柔道大会、地域柔道大会 など ■サークル活動: 有																		
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成29年度卒業生) 接骨院・整骨院、介護福祉施設、病院、その他一般企業			主な学修成果(資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)																		
	■就職指導内容 公務員採用試験受験対策は1年次より行い、3年次は春季・夏季・直前期の集中講座を行っている。その他、各業界の採用説明会の実施、面接対策を行い、就職まで全面的にバックアップしている。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師国家試験</td> <td>②</td> <td>9人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師国家試験	②	9人	8人								
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																		
	柔道整復師国家試験	②	9人		8人																		
■卒業者数 11 人 ■就職希望者数 9 人 ■就職者数 9 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 82 %			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																				
■その他 アルバイト: 2人			■自由記述欄 過去の卒業生(令和3年度含む)全員が柔道初段以上を取得																				
中途退学者		2名		中途退率		5.26%																	
中途退学の現状		令和3年4月1日時点において、在学者38名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者36名(令和4年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 学校生活への不適合1・経済的問題1 ■中退防止・中退者支援のための取組 長期欠席者に対しては保護者との連絡を密にし、必要に応じて面談を行っている。また、成績不振者に対しては長期休業や放課後等を利用し、補習授業を行っている。開校以来、単位不認定者は出ていない。																					
経済的支援制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 特待生制度 / スキルアップ支援制度A / スキルアップ支援制度B / 入学金減免制度 / 社会人特別奨学金制度 / 成績優秀者奨学金制度 / 授業料減免制度(経済的支援) ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																					

第三者による 学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
当該学科の ホームページ URL	<p>https://nagano-kyumeiryuu.ac.jp</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください。

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校の教育目標を実現するために、病院・消防署・企業等と連携し、職業に必要な実践的・専門的な教育課程を編成して、授業や実習の方法の改善・工夫に努めるものとする。

医療従事者として求められる人材育成のため、本校では次の4つの視点に重点を置いている。

- ① 教育目標として「確かな専門性」と「豊かな人間性」を兼ね備えた人材を育成することを掲げ、専門教育と人間教育の統合を具体化するよう心掛けている。
- ② 校歌三心「自主・愛・至誠」を学生が目指す観点として強調している。
- ③ 学校運営の方針について「個性の開発」「開かれた学校」「地域活動への協力」「特色ある教育課程の編成」「生活指導の徹底」の視点を重視する。
- ④ 教員としての自覚と資質の向上に努める。

以上を人材育成のテーマとし、教育課程編成委員会と連携して、高度な職業教育を通じて自立した職業人育成を目指せるような教育課程を編成する。医療業界における救急医療の方向性や、新しく身に付けるべき知識やスキルを、実務に携わる専門家の意見を随時取り入れることによって、教育課程に反映し改善させていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、学則第40条並びに教育課程編成委員会規定に基づき年2回開催され、各委員は授業科目の見直しや授業方法の改善点について、柔道整復師学科長に提言を行う。学科長はその提言を参考にし、さらに他の教職員、長野県柔道整復師会、地域接骨院等と連携し、職業に必要な実践的・専門的な教育課程を編成して、授業や実習の方法の改善・工夫に努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
原 瑠理香	東御消防署(救急救命士)	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
田中 健司	たなか整骨院 院長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
春原 秀一	上田市立第一中学校 元校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
網島 由紀子	A-line株式会社 代表取締役社長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
小林 真紀	東御市立田中小学校 教頭	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
中村 和彦	東御市立東部中学校 教頭	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
宮下 結一	東御清翔高等学校 教頭	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
田中 健司	上田柔道協会 理事長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
我妻 忠夫	長野救命医療専門学校 校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	
瀧野 昌也	長野救命医療専門学校 救急救命士学科長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	
檜原 康之	長野救命医療専門学校 柔道整復師学科長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	
中村 哲也	長野救命医療専門学校 事務長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回 (6月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和3年6月10日 14:00~16:30

第2回 令和4年2月17日 コロナのため中止

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・卒業後の進路のニーズに合わせたカリキュラムの研究をしてほしい。(接骨院勤務だけでなく、福祉施設やスポーツ関連職種への対応)

・開校時から使用している教材や施設については、予算化し、新しいものに入れ替えを検討してほしい。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師は絶えず勉学に親しみ、数多くの臨床を経験し業務を全うしなければならない。そのために医療分野だけでなく、福祉分野、スポーツ分野などの業務内容を把握し、それらを取り巻く広い知識を習得する必要がある。本校の柔道整復師学科では、接骨院、福祉施設等との連携を図ることにより、学術、技術の研鑽はもとより、豊かな感受性を養い、患者に慈愛を持って接することができるように心がける。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

○ 柔道Ⅰ～Ⅲ

A 実習・演習等の目的及び概要

1.柔道整復師に必要な観察・評価と処置の実際を体験し、知識、技術を向上させる。

2.柔道整復師の業務についてに理解を深める。

3.接骨院の機能と柔道整復師の役割を知る。

4.患者さんへの接し方を学び、接遇に役立てる。

5.柔道を通し、柔道整復師の歴史的、手技的、精神的意義を学ぶ。

B 企業等との連携の基本方針

柔道整復師は絶えず勉学に親しみ、数多くの臨床を経験し業務を全うしなければならない。そのために医療分野だけでなく、スポーツ分野などそれを取り巻く広い知識を習得する必要がある。企業等との連携を図ることにより、学術、技術の研鑽はもとより、豊かな感受性を養い、患者に慈愛を持って接することができるように心がける。

C 学修成果の評価方法

実技試験を1、2年次は年4回、3年次は半期2回実施し、得点に応じA～Dの4段階で評価する。

○ 包帯実技

A 実習・演習等の目的及び概要

1.柔道整復師に必要な観察・評価と処置の実際を体験し、知識、技術を向上させる。

2.柔道整復師の業務についてに理解を深める。

3.接骨院の機能と柔道整復師の役割を知る。

4.患者さんへの接し方を学び、接遇に役立てる。

5.柔道を通し、柔道整復師の歴史的、手技的、精神的意義を学ぶ。

B 企業等との連携の基本方針

柔道整復師は絶えず勉学に親しみ、数多くの臨床を経験し業務を全うしなければならない。そのために医療分野だけでなく、スポーツ分野などそれを取り巻く広い知識を習得する必要がある。企業等との連携を図ることにより、学術、技術の研鑽はもとより、豊かな感受性を養い、患者に慈愛を持って接することができるように心がける。

C 学修成果の評価方法

口頭試問を含む実技試験を実施し、得点に応じA～Dの4段階で評価する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
柔道Ⅰ～Ⅲ	週1回の講義・実技の授業で専任教員と連携し、柔道に関して「武道」と「柔術」の両面から理解するために、実績のある講師を招聘している。さらに、地域の柔道大会に参加することで、スポーツ分野における柔道整復師の役割の理解につなげている。	たなか整骨院
包帯実技	週1回の講義・実技の授業で専任教員と連携し、接骨院やスポーツ現場で必要な技術を身につける。身体の各部による包帯法の基礎技術を身につけ、特に医療現場やスポーツ領域で扱うことの多い症例を中心に、診断・整復・固定までの過程を踏まえた実践的技術に応用する。	たなか整骨院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

長野救命医療専門学校 教職員の研修に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人成田会長長野救命医療専門学校の教職員の研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の目的)

第2条 研修は、教職員に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他の遂行に必要な教職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(校長の責務)

第3条 校長は、研修計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために教職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

2 校長は、必要と認められるときは、校外の研修機関、病院その他の機関に委託して研修を行うことができる。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 長野県柔道整復師会 新入会員保険説明会及び生涯学習講演会

連携企業等: 長野県柔道整復師会

研修名: 長野県柔道整復師会 保険講習会

連携企業等: 長野県柔道整復師会

研修名: 東信地区接骨学会

連携企業等: 長野県柔道整復師会東信支部

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 厚生労働大臣指定 柔道整復師専科教員認定講習会連携企業等: 厚生労働省、全国柔道整復学校協会

研修名: 認定実技審査制度説明会及び認定実技審査委員勉強会連携企業等: 厚生労働省、全国柔道整復学校協会

研修名: 教員研修会連携企業等: 全国柔道整復学校協会

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、中止

研修名: 各種スポーツ大会救護(トレーナー活動)

期間: 通年(5回程度)

連携企業等: 長野県柔道整復師会、長野県中体連、長野県高体連

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、一部中止

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：長野県柔道整復師会 車座集会・意見交換会
連携企業等：長野県柔道整復師会

研修名：長野県柔道整復師会 保険講習会
連携企業等：長野県柔道整復師会

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、中止

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：各種スポーツ大会救護(トレーナー活動)
期間：通年(5回程度)
連携企業等：長野県柔道整復師会、長野県中体連、長野県高体連

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、一部中止

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

【実施方法】

自己評価とともに学校関係者評価をととして、本校の学校運営並びに教育活動の向上を図る。

評価委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

① 学校経営 ② 教育理念と学校運営 ③ 教育活動と学生支援 ④ 教育環境 ⑤ 学校評価と情報発信 ⑥ その他必要と認める事項

評価委員会の委員名並びに評価結果について、学校要覧並びに本校ホームページにて公表する。

【主な評価項目】

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、以下の項目について評価を実施する。

教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生募集、財務、法令等の順守、社会貢献・地域貢献

【評価委員会の構成】

評価委員会は委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから学校長が委嘱する。

(1) 地域消防署役職員、(2) 地域柔道整復師会役員、(3) 地域医師会役職員、(4) 地域中学校長、(5) 地域高等学校長、(6) 大学教員、(7) 教育関係有識者、(8) 福祉関係有識者、(9) 地域自治会長(代表)、(10) 保護者代表、(11) 学生代表、(12) その他、学校長が必要と認めた者

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の順守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

各学期末に行う学生・教職員の自己点検評価をもとに、評価委員より意見を伺う。また学校関係者評価を通して教育内容の改善点を挙げ、教育活動に向上に繋げている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
中村 文彦	東御消防署	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	地域消防署役職員
石坂 秀司	長野県柔道整復師会	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	地域柔道整復師会役員
森田 幸雄	小県医師会	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	地域医師会役職員
宮澤 好一	上田市立第四中学校	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	地域中学校長(元)
上原 浩子	長野県東御清翔高等学校	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	地域高等学校長
宮田 暉朗	上田女子短期大学	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	大学教員(元)
宮原 信一	上田市立第四中学校	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	教育関係有識者
増田 勝仁	東御市社会福祉協議会	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	福祉関係有識者
長越 修一	東御市田中区	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	地域自治会代表
足立 有佳	保護者会	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	保護者代表
稲葉 大輝	長野救命医療専門学校	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	学生代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://nagano-kyumeiiryous.ac.jp>

公表時期: 令和4年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等学校関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、パンフレットの配布とともに、定期的に広報誌を作成・配布することで、日常的に行う必要がある。さらに、社会一般に広く周知するために、情報をホームページに掲載し、公表を行っていく。そのために企業と連絡を取り合い、企業と学校各々で収集した業界の最新情報の共有と提供に努めていくことが大切である。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	各学科等の教育
(3) 教職員	教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	学校の財務
(9) 学校評価	学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://nagano-kyumeiiryous.ac.jp/jouhoukoukai.html>

○		関係法規	柔道整復師法を学ぶとともに医事福祉法規を学び医療従事者としても必要な知識や理解を得る。	3・通	60	2	○			○		○		
○		職業倫理	医療従事者の職業倫理、患者への対応、社会的責任について学習する。	1・前	30	1	○			○		○		
○		社会保障制度	社会保障制度を学び、接骨院の社会的立場を認識し、適切な対応ができるようにする。	3・前	30	1	○			○		○		
○		基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復学において骨損傷重要な分野であり、部位別骨折学の基礎となる骨折の概論を学ぶ。骨折の定義・分類・症状・合併症・治癒過程・年齢別損傷の特徴を理解する。また、軟部組織損傷の概要や修復過程のメカニズムを学ぶことで、外傷時に身体の内部でどのような現象が起きているのか理解することを目的とする。さらに評価・治療法はその後の治療成果において重要であり、固定法・後療法の種類、適応、禁忌等について学習する。	1・通	120	4	○			○		○	○	
○		基礎柔道整復学Ⅱ	柔道整復学の総論を学ぶ	3・通	150	5	○			○		○		
○		外傷保存療法経過、治癒	外傷性疾患の保存療法における経過、治癒判断について学習する。	2・前	30	1	○			○		○		
○		柔道整復学各論Ⅰ	各部位での骨折損傷について、発生機序・特徴・骨片転位・症状・合併症・整復法・固定法・後療法について柔道整復師として必要な知識を学習し、理解する。	2・通	60	2	○			○		○	○	
○		柔道整復学各論Ⅱ	脱臼について、発生機序や症状、骨折との鑑別を学び臨床でも役立つようにする。	2・通	60	2	○			○		○		
○		柔道整復学各論Ⅲ	軟部組織損傷の概要や修復過程のメカニズムを学ぶことで、外傷時に身体の内部でどのような現象が起きているのか理解する。また、顎関節・体幹・脊柱の軟部組織損傷における各疾患の特徴を理解し、正確に評価する方法を修得する。	2・通	60	2	○			○		○	○	
○		物理療法機器等の取り扱い	柔道整復師としての臨床経験を生かし、将来柔道整復師を目指す学生たちに必要な知識と技術を養うとともに、接骨院での患者に対する接遇や、医療モラルを教育する。	1・後	30	1	○			○		○		

		○	山岳救命コース(登山実習)	春と秋の登山実習、冬の雪上訓練を行うことで、山中や雪中での応急手当てを体験する	2・通	30				○		○	○		
		○	国家試験対策講座	柔道整復師国家試験の合格を目指す。	3年間	450			○			○		○	
合計					41 科目	3390 単位時間(100 単位)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
<p>進級及び卒業の認定は、試験の成績、臨床実習の評価、出欠席状況等について評定のうえ、教員会の議を経て、校長が行う。校長は、所定の課程を修了した者に卒業証書を授与する。</p> <p>「必修科目」は全学生履修対象とする。ただし、学生が本校に入学する前に大学、短期大学又は専修学校医療専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本校に入学した後の本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>また、「自由選択科目」の履修を希望する者は、履修届を提出しなければならない。</p>		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。